

件名	亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査課
----	----------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

令和4年4月1日実施の組織・機構改革に伴い、常任委員会の所管を改めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 常任委員会の所管を次のとおり改正します。 <第2条関係>

委員会	改正後	改正前
総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政策部の所管に関する事。 ・総務財政部の所管に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合政策部の所管に関する事。
	(以下は現行のとおり) <ul style="list-style-type: none"> ・防災安全課の所管に関する事。 ・会計課の所管に関する事。 ・消防本部及び消防署の所管に関する事。 ・選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に関する事。 ・他の常任委員会の所管に属しない事。 	
教育民生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民文化部の所管に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活文化部の所管に関する事。
	(以下は現行のとおり) <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部の所管に関する事。 ・医療センターの所管に関する事。 ・教育委員会の所管に関する事。 	
産業建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業環境部の所管に関する事。 ・建設部の所管に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設部の所管に関する事。
	(以下は現行のとおり) <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道部の所管に関する事。 ・農業委員会の所管に関する事。 	

3 その他

施行日は、令和4年4月1日とします。